

地方創生及び総合計画に関する特別委員会設置についての決議

本市議会に次のとおり地方創生及び総合計画に関する特別委員会を設置するものとする。

記

- 1 名 称 地方創生及び総合計画に関する特別委員会
- 2 設 置 の 根 拠 地方自治法第109条及び委員会条例第6条
- 3 目 的 地方創生及び総合計画に関する調査研究及び審査を行う。
- 4 委 員 の 定 数 議員全員
- 5 常任委員会との調整 委員会に係わる常任委員会の所管事項については、連絡調整を行う。
- 6 委員会の継続期間等 委員会は、閉会中も調査を行うことができることとし、議会において調査終了を議決するまで存続する。